

高分子凝集剤（カチオン性・脱水用）購入仕様書

（ 一 般 ）

第1条 本仕様書にて購入する高分子凝集剤（カチオン性・脱水用）（以下「高分子凝集剤」という。）は、大阪府南部流域下水道事務所所管の南部水みらいセンターにおいて汚泥処理用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者は、高分子凝集剤の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質及び性能）

第3条 本仕様書に基づき納入する高分子凝集剤は、別紙の品質規格及び性能規格に適合すること。

（権利関係）

第4条 特許権等法令に基づき保護される第三者の権利を侵さない高分子凝集剤を納入しなければならない。これに違反した場合、第三者への損害賠償は受注者の負担とする。

（性能の検査）

第5条 受注者は必要と思われるとき、第3条に示した性能規格に適合することを確認する凝集試験結果報告書を発注者に提出しなければならない。なお、必要に応じ、納入する高分子凝集剤と別の高分子凝集剤との比較試験の実施を発注者から指示する場合がある。

- 試験用に必要な汚泥は提供するが、必要最小限の量とし、試験後の汚泥は未使用分も含めて発注者へ直接返却すること。
- 受注者は、発注者から指示があった場合には、発注者立会いのうえ、汚泥の採取を行い、納入した高分子凝集剤で、公的な試験機関又は計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所にて試験を行い、その凝集試験結果報告書を発注者に提出すること。
- 汚泥については、季節や天候などによりその性状に変化が生じ、当初使用するとした高分子凝集剤であっても第3条に示した性能規格を満たさなくなることがある。その際、受注者は、発注者と協議の上、仕様書の範囲内でその性能を満足するための措置を講じなければならない。なお、これにより生じる費用については、受注者の負担とする。

【参考】過年度において、当該措置を講じた事例がある。

（ 納 入 ）

第6条 納入場所は、以下のとおりとし、発注者の指示する貯蔵場所に納入すること。

納 入 場 所	住 所
南大阪湾岸流域下水道南部水みらいセンター	泉南市りんくう南浜地内

- 受注者は、納入に先立って発注者から納入日時・数量・納品場所の指示を受け、その指示通りに高分子凝集剤を納入しなければならない。なお、発注者の指示どおり高分子凝集剤を納入できないとき又は納入できない恐れがある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 3 納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から午後4時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。
- 4 納入する際の荷姿は、原則、別紙のとおりとする。
- 5 受注者は、次の各号に掲げる次項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の選任。
 - (2) 運搬経路図
 - (3) 計量証明事業登録証（質量）、計量器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し（袋詰めで一定量の製品として納入する場合は除く。）
 - (4) 受注者及び製造会社の休日表
 - (5) 緊急時の連絡体制表
 - (6) 納入手順書
 - (7) 製品安全データシート（MSDS）
 - (8) 別途、発注者が求めるもの
- 6 取扱責任者は、発注者と貯蔵場所への荷卸しの方法及び場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入手順書を作成すること。
- 7 取扱責任者は、納入手順書に基づき、納入従事者に対し指導教育を行わなければならない。
- 8 納入、搬入における事故について、遅滞なく発注者に届け出るとともに、受注者の責任において解決すること。また、本府施設に損傷を与えた場合は、発注者に届け出るとともに、受注者が原状復旧すること。
- 9 既存の高分子凝集剤と異なる性状のものを納入する場合は、原則として受注者にて当該施設の貯蔵槽、希釈槽及び配管等を洗浄し、汚泥処理の運転管理上の不具合等を未然に防ぐこと。ただし、発注者と協議し、既存の高分子凝集剤との影響がないと判断される場合は除く。

（ 納入の検査 ）

- 第7条 受注者は高分子凝集剤を納入したときは、以下の書類を提出するとともに、発注者の検査を受けなければならない。
- (1) 品名、数量等を記載した納品書
 - (2) 品質検査試験表（自社分析可）
 - (3) 計量法に基づく「計量証明事業登録（質量）」を行った事業所の計量伝票（袋詰めで一定量の製品として納入する場合は除く。）
- 2 受注者は前項の（1）、（2）の書類による検査に合格しないときは、直ちにこれに適合する高分子凝集剤と取り替えなければならない。この場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定による取り替えを行ったときは、発注者の再検査を受けなければならない。
 - 4 第1項及び第3項の検査に要する費用は受注者の負担とする。

（ 購入予定数量 ）

- 第8条 高分子凝集剤の購入予定数量は、別紙のとおりである。なお、処理汚泥量、汚泥の性

状等の変動により購入数量は、変動する。

- 2 発注者は、第5条4項に規定した性能を満足するための措置を講じることができない場合は、発注を停止することがある。

(納入代金の請求)

第9条 受注者は、第7条の検査に合格した高分子凝集剤を納入したときは、第7条第1項(3)の計量伝票の数量(袋詰めで一定量の製品として納入する場合は、第7条第1項(1)の納品書の数量)を1か月毎に集計し、契約金額を乗じた額(計算過程で生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。)の支払を発注者に請求することができる。

(履行期間)

第10条 履行期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日とする。

(緊急時の対応)

第11条 運転管理上、緊急に納入を依頼又はキャンセルする必要があるので、これに応じられる体制を整えておくこと。

(契約の解除)

第12条 納入された高分子凝集剤を使用することにより、運転管理に支障を生じ、発注者からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第13条 この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

【別紙】			
品名		高分子凝集剤（カチオン性・脱水用）	
納入場所		南部水みらいセンター内	
脱水条件	形式	ベルトプレス脱水機	
	詳細形式	株式会社石垣製 I V P II A - 3 0	
	処理能力	ろ過速度：150kg/m時	
	詳細条件	ろ布仕様等 材質ポリエステル、3/1杉綾織、厚さ1.5mm、 通気度12,000cm ³ /cm ² ・min	
	高分子凝集剤溶解濃度	【15kg】0.15%（0.3%で溶解が可能であること。） ※処理水を溶媒に使用	
供給汚泥性状		供給汚泥	主に初沈汚泥を重力濃縮した汚泥＋余剰汚泥を遠心濃縮した汚泥の混合物
		供給汚泥濃度	3%程度
品質及び性能（第3条）	品質規格	形状	粉末
		イオン性	カチオン性
		成分等	・毒物及び劇物取締法に規定されている物質でないこと。 ・P R T R制度および大阪府化学物質管理制度における対象物質を含有していないこと。 ・処理施設に通常使用される材料を腐食・劣化させないこと。
	性能規格	高分子凝集剤添加率	0.45%±0.2%程度（TS当り）
		脱水ケーキ含水率	75%±3%
		SS回収率	98%以上
納入荷姿（第6条4項）		15kg 袋入り	
購入予定数量（第8条）		年間	7,200キログラム
		月間最大	1,200キログラム
		1回当り	600キログラム

* 処理汚泥量、汚泥の性状等の変動により購入数量は変動する。